

大阪府循環型社会形成推進条例の改正（概要）

廃棄物処理法の改正

大阪府循環型社会形成推進条例の改正案

改正による効果

指定有害廃棄物の指定及び基準の設定（法第16条の3）

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチを指定有害廃棄物とし、**処理基準**（保管、収集、運搬、処分等）を新たに設定し、規準に違反した処理を禁止。

また、この処理基準に違反した場合は直罰となる。



追加

第2条（定義）

第10項  
産業廃棄物処理基準等とは次の基準を指す。

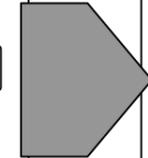
- 産業廃棄物処理基準
- 特別管理産業廃棄物処理基準
- 指定有害廃棄物処理基準

追加

第11項

産業廃棄物の不適正な処理とは次の基準に適合しない保管、収集、運搬及び処分を指す。

- 産業廃棄物処理基準
- 特別管理産業廃棄物処理基準 など
- 指定有害廃棄物処理基準



本条で定義することにより、指定有害廃棄物に関して、次の規定が有効となる。

搬入停止命令（23条）

保管状況が基準に不適合と疑われる場合や、廃棄物かどうかすぐに判断できない場合に、適合状況調査や廃棄物の分析のため、一定の期間を定めて搬入の停止を命ずることができる。

土地所有者等の責務（24、25条）

土地所有者等は所有する土地において、産業廃棄物の不適正な処理が発生しないように管理するとともに、発生した場合には通報など必要な措置を講じなければならない。

また、所有する土地において賃借人が産業廃棄物の不適正な処理を行っている場合には、警告を行うなど必要な対応をとらなければならない。

土地所有者等への勧告・措置命令

（27、28条）

産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地の所有者等に対して、その責務を果たすよう勧告することができる。

また、その勧告に従わず、生活環境保全上支障が生じた場合は、一定の条件のもと、土地所有者等に対して撤去等の措置を命ずることができる。

廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更に係る措置（法第15条の9）

廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者は、知事への届出が必要となる。

また、届け出た形質変更の施行方法が基準に適合しない場合は、知事はその**計画変更命令**を発することができる。

さらに、基準に適合しない形質変更を実施し、生活環境保全上の支障が生じる又はそのおそれがある場合には必要な**措置命令**を発することができる。



追加

第54条（廃棄物処理法に基づく命令に関する公表）

第2項

次の命令に**正当な理由なく違反した場合**に、当該命令に違反した者の氏名等を公表できる。

- 廃棄物処理施設に関する改善命令
- 廃棄物の処理に関する改善命令 など
- 廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更の計画変更命令

廃棄物処理施設における事後時の措置（法第21条の2）

廃棄物処理施設において、生活環境保全上の支障が生じる又はそのおそれがあるような事故が発生した場合には直ちに**応急措置**を講じるとともに知事への届出が必要となる。

また、応急措置が講じられていないと認められる場合には、**措置命令**を発することができる。



追加

第3項

次の命令等を発した場合に、当該命令等を受けた者の氏名等を公表できる。

- 廃棄物処理業者への営業停止命令、許可取消し処分
- 廃棄物処理施設に関する使用停止命令・許可取消し処分
- 廃棄物の不適正な処理により生活環境保全上の支障が生じる又はそのおそれがある場合の措置命令 など

廃棄物最終処分場の跡地等における基準に適合しない土地の形質変更により生活環境保全上の支障が生じる又はそのおそれがある場合の措置命令

廃棄物処理施設等の生活環境保全上の支障が生じる又はそのおそれがあるような事故時における**応急措置命令**

生活環境への悪影響等を防止するため、違法な施設・処理業者、及び命令の内容等を一般に明らかにすることにより、排出事業者その他関係者の適正処理を推進することができる。